

指針

取引先向け行動規範

適用範囲 グループ全体
 取りまとめ担当者 Melters, Leslie – LD
 番号 発効 PR07

2021年12月6日

前文

Heidelbergグループは、誠実、信頼性及び公正を是とします。Heidelbergグループの企業理念の不可欠な要素に、法令その他の規則の遵守並びに一般道徳、倫理及び社会的原則の遵守があります。

この責任と義務のすべてを確実に果たすため、当社はサプライヤー及び取引先の皆様においても、すべての適用法令及び指針並びに国際基準及び業界基準を遵守していただくことを期待し、また、このHeidelbergグループの行動規範に記載された原則を承認の上、ビジネスにおいて遵守していただくことを期待します。当社は、適用法令及び指針を遵守する信頼できるサプライヤー及び取引先の皆様のみと取引関係を維持します。

当社は、サプライヤー及び取引先の皆様に対し、本行動規範に定める原則をそれぞれの従業員、委託先、サプライヤー及び取引先様に伝え、本行動規範並びに本行動規範に定める規則及び原則を遵守していただくよう最善の努力を尽くしていただくこと、これらの遵守状況を定期的に監督していただくことを期待します。

当社は本規範により、サプライヤー及び取引先の皆様との継続的、長期的な誠実に基づくパートナーシップを強化し、さらに拡大することを望みます。

なお、Heidelbergグループは、Heidelbergコンプライアンス管理システムが変更された場合には、サプライヤー及び取引先様向けの行動規範の条件を修正又は補足する権利を留保します。

目的

本行動規範の目的は、Heidelbergグループとサプライヤー及び取引先の皆様との、誠実を基礎とした協力の条件及び原則、特に適用法令及び指針並びに道徳的、倫理的及び社会的原則や基準の遵守を定めることにあります。

本行動規範は、Heidelbergグループのサプライヤーや取引先の皆様に適用される地域や国特有の法令及び指針にとって代わることを意図するものではありません。むしろ、サプライヤー及び取引先様向けに最低限の行動要件を定め、それぞれに適用される地域又は国特有の法令や指針の遵守を促すものです。

範囲

このサプライヤー及び取引先向け行動規範は、Heidelbergグループの全世界のサプライヤー及び取引先（以下「取引先」といいます）に適用

されます。取引先とは、資金を含むHeidelbergグループの商品及びサービスの調達先であって、Heidelbergグループに属さないすべての自然人及び法人（例えば、サプライヤー、販売代理店、代理人、コンサルタント、合弁事業パートナー等）をいいます。

本行動規範は、その範囲内において、本行動規範の対象に関するすべての既存の指針及び作業指示に取って代わるものです。

ガイダンス

法令遵守 Heidelbergグループは、取引先の皆様が適用法令及び指針並びに国際的及び業界で認められた基準を遵守することを期待します。特に、取引先の皆様には、事業を行う様々な地域又は国に特有の法令及び指針を遵守していただきます。

取引先の皆様には、本行動規範に関連する原則、特に、その行動と従業員の法的適合性を確保するため、適切かつ妥当な措置を確実に実施することを保証していただきます。

自由で公正な競争 Heidelbergグループは、取引先の皆様が、顧客、サプライヤー、取引先及び競合他社とのあらゆる取引関係において、自由で公正な競争を約束し、競争に関する適用法令及び指針並びに反トラスト法を遵守することを期待します。取引先の皆様には、価格、市場又は地域に関して競争を制限する契約を行わないことを保証していただきます。

汚職防止 Heidelbergグループの取引先は、いかなる種類の汚職にも断固として反対します。これは、取引先の皆様が汚職に対する適切かつ必要な対策を実施していることを意味します。取引先の皆様には、官民を問わず、自らの従業員が不適切な利益の約束や供与を行わず、又は、そのような不適切な利益を要求し若しくは受け取らないことを徹底していただきます。また、取引先の皆様には、贈答品、接待又は招待等の形による利益が適切であり、何らかの公務又は事業活動若しくは決定を不当に勧誘し、これらに影響を与えるため、その他不適切な利益を得るために利用されないことを保証していただきます。

取引先の皆様が、Heidelbergグループに関連した反汚職原則に違反する可能性がある場合には、Heidelbergグループの担当者又はその他の報告先に直ちに報告する義務を負います（「違反の相談及び報告」をご参照ください）。

利益相反の防止 Heidelbergグループの取引先の皆様には、業務上の決定において、個人的な利益、個人的な接触や個人的な関係の影響を受けてはならないものとします。特に、Heidelbergグループに関係する潜在的な利益相反については、確実にHeidelbergグループの担当者又はその他の報告先に遅滞なく報告することを保証していただきます（「違反の相談及び報告」をご参照ください）。

マネーロンダリングの防止 Heidelbergグループは、取引先の皆様がその顧客、サプライヤー及び取引先の身元と誠実さを確保する有効かつ適切な方策を実施していることを期待します。取引先の皆様が、マネーロンダリング及びテロリストへの資金供与に関する法律上の要件を遵守する義務を負っています。

| | |
|--------------------------|--|
| 外国取引及び関税法の 遵守 | <p>Heidelbergグループの取引先は、輸出規制及び関税の分野で国内外の取引に適用される法令や指針を遵守します。取引先の皆様には、核兵器、化学兵器若しくは生物兵器、テロリズム、麻薬取引又はその他の禁止活動と関係のある顧客、サプライヤー及び取引先と取引関係を持たないことを保証していただきます。</p> |
| データ保護 | <p>Heidelbergグループは、取引先の皆様がデータ保護と情報セキュリティに関する適用法令及び指針を遵守することを期待します。特に、取引先の皆様には、顧客の個人データ又はHeidelbergグループのその他の個人データについてのデータ保護を保証するために有効かつ適切な対策を確実に実施していることを保証しなければなりません。</p> <p>取引先の皆様が、取引関係において入手したHeidelbergグループ又は第三者の情報及びデータを許可された範囲においてのみ使用する義務を負っています。また、Heidelbergグループ内外においてこれらの情報及びデータを公表又は開示する場合には、開示先がこれらを受領する資格があるかを確認しなければなりません。</p> |
| 労働安全衛生 | <p>Heidelbergグループの取引先の皆様には、労働安全衛生に関する適用法令及び指針を遵守していただきます。取引先の皆様は、リスクを防止又は最小限にし、事故や業務上の疾病を防止するための有効かつ適切な方策を実施しなければなりません。また、Heidelbergグループは、取引先の皆様が適切な安全衛生管理システムを維持し、さらに発展させることを期待します。特に、Heidelbergグループは取引先の皆様が自らの従業員に対し、労働安全衛生に関する定期的な研修を実施することを期待します。</p> |
| 差別の禁止 | <p>Heidelbergグループは、取引先の皆様が、肌の色、民族的若しくは社会的出自、宗教、イデオロギー、年齢、障害又は性同一性及び性的指向に関わらず、機会平等と平等待遇の原則を保証し、堅持することを期待します。</p> |
| 児童労働・強制労働の 禁止 | <p>Heidelbergグループは、取引先の皆様が国際的に認められた人権を尊重し、そのような権利の遵守を支援・促進することを期待します。特に、取引先の皆様が、あらゆる種類の強制労働、特に児童労働を行ってはなりません。</p> |
| 結社の自由及び 団体交渉 | <p>Heidelbergグループは、取引先の皆様が、労働者が労働組合を結成し又は既存の労働組合に参加し、団体交渉を行う法的権利を認めることを期待します。特に、取引先の皆様が、従業員組織又は労働組合のメンバーが優遇されたり不利益取扱いを受けたりしないようにしなければなりません。</p> |
| 環境保護 | <p>Heidelbergグループの取引先の皆様には、自らの製品及びサービスの持続可能な製造及び生産を支持・促進していただきます。特に、環境に配慮した開発と流通を促進するものとします。取引先の皆様が、適用法令及び指針並びに環境保護に関する通常の業界基準を遵守する義務を負います。</p> |
| 違反の相談及び報告 | <p>本行動規範の解釈に関して疑義や質問がある場合には、Heidelbergグループの担当者に助言を求めてください。ローカル・コンプライアンス・</p> |

オフィサー、関連のあるリージョナル・コンプライアンス・オフィサー又はコンプライアンス・オフィスご相談いただくこともできます。

本行動規範の違反は速やかにHeidelbergグループの担当者並びにローカル・コンプライアンス・オフィサー、リージョナル・コンプライアンス・オフィサー又はコンプライアンス・オフィスにご連絡ください。また、この情報を秘密に、希望する場合は匿名でHeidelbergグループのオンブズマンに報告いただくこともできます。

追加情報については www.heidelberg.com の「コンプライアンス」をご参照ください。

情報及び検査の権利

Heidelbergグループは、コンプライアンス上の不正行為又は違反があった場合には、書面による事前通知の上、取引先の皆様の本行動規範の遵守状況を確認し、又は第三者に確認させる権利を有します。

Heidelbergグループの取引先の皆様は、当社の要求に応じて、必要な情報及び書類を提供し、質問に対して遅滞なく完全に回答する義務を負います。

制裁

Heidelbergグループは、取引先の皆様との建設的な対話と協力の枠組みの中で本行動規範を遵守することを意図しています。

本行動規範の**軽微な違反**があった場合には、Heidelbergグループは、当該取引先に状況を是正し、改善する用意があることを条件として、取引先に対して合理的な期間内に有効かつ適切な救済措置を実施する機会を提供することができます。取引先が状況の是正又は改善を行わない場合、Heidelbergグループは追加措置を取る権利を留保します。

本行動規範の**深刻な違反**、特に犯罪行為があった場合には、Heidelbergグループは当該取引先に対して適切な制裁を科す権利を留保します。これには、取引関係の即時解除及び損害賠償請求その他の権利が含まれます。

行動規範の遵守

本行動規範の遵守は、当社の取引先の皆様の企業責任です。取引先の皆様は、Heidelbergグループ行動規範に定める原則の遵守義務を負います。取引先の皆様は、本行動規範及びこれに含まれる規則及び原則の遵守を自らの委託先、サプライヤー及び取引先に通知し、促進し、定期的に遵守状況を確認するものとします。

取締役会決議

以上、2021年12月6日、取締役会で決議した。

Rainer Hundsdörfer
Chief Executive Officer

Marcus A. Wassenberg
Member of the Management Board